

企業型確定拠出年金、「マッチング拠出」の魅力が大幅アップ

●「マッチング拠出」とは

企業型確定拠出年金における「マッチング拠出」とは、企業型の加入者である従業員が、自分の給与から掛金を上乗せで拠出できる制度をいいます。2012年1月から利用可能となっていますが、マッチング拠出未導入企業の従業員が利用するには、年金規約の変更が必要です。

2025年3月末現在で、企業型を導入している5万8326事業所のうち、1万1778事業所(20%)がマッチング拠出を導入しています。加入者数ベースで見ると、862万人の企業型加入者のうち、414万人(48%)がマッチング拠出を利用できます。しかし、実際に利用しているのは141万人で、利用可能な人(414万人)の34%にとどまっています。

●2026年3月までの加入者掛金の制限

企業型では、企業が掛金(事業主掛金)を拠出するのが基本とされ、2026年3月までは、マッチング拠出における加入者掛金(加入者が給与から上乗せで拠出する掛金)は、「事業主掛金を超えてはならない(事業主掛金以下であること)」という要件がありました。このため、事業主掛金が少額だと、マッチング拠出できる金額も小さくなってしまいます。例えば、事業主掛金が月5000円だと、マッチング拠出の上限も月5000円ということになります。

マッチング拠出が導入されている企業の場合、企業型のマッチング拠出を利用するか、iDeCo(個人型確定拠出年金)に並行加入するか(=企業型と個人型の両者に加入)のどちらかを選択できます。

そこで、マッチング拠出は利用せず、iDeCo加入を選択すると、月2万円を上限として掛金拠出が可能です。企業型では、勤続年数や役職などに応じて事業主掛金を決めていることが多く、若い世代ほど事業主掛

金が小さくなるのが一般的です。こうした場合は、iDeCo加入を選択したほうが大きな金額を拠出できることが多く、有利といえました。

なお、マッチング拠出には、「事業主掛金と加入者掛金の合計額が法令上の拠出限度額以下であること」という要件もあります。

「法令上の拠出限度額」は、企業年金として確定拠出年金のみを実施している場合は月5万5000円、確定給付型等の他制度も実施している場合は「月5万5000円ー確定給付型等の他制度の事業主掛金相当額」となります。例えば、他制度の事業主掛金相当額が月1万5000円だとすると、「事業主掛金+加入者掛金」は月4万円以下である必要があります。

●2026年4月から「事業主掛金以下」という要件を撤廃

2026年4月1日施行の法改正で、「加入者掛金は事業主掛金以下であること」という要件が撤廃されます。「事業主掛金と加入者掛金の合計額が法令上の拠出限度額以下であること」という要件に変更はありません。

これにより、例えば、法令上の拠出限度額(事業主掛金+加入者掛金)が月5万5000円の企業で、事業主掛金が月5000円の場合、加入者掛金は月5万円まで拠出が可能となります。

確定給付型等の他制度の事業主掛金相当額が月1万5000円だとすると、法令上の拠出限度額は月4万円になります。事業主掛金と合わせて月4万円になるまで加入者掛金を拠出できることとなります。

一方、iDeCoの拠出限度額は2026年11月分までは月2万円のままなので、多くの場合、マッチング拠出を利用したほうが大きな金額を拠出でき、有利といえます。

●マッチング拠出とiDeCo加入の比較

マッチング拠出の掛金も、iDeCo

の掛金も、掛金全額が所得控除の対象となり、掛金を拠出するだけで、所得税・住民税の負担が軽減されるという共通のメリットがあります。

2026年4月分から11月分までは、マッチング拠出を選んだほうが、拠出額を大きくできるケースが多いはずですから、この場合はマッチング拠出を選んだほうが税負担の軽減効果が大きく、有利といえます。

2026年12月分からは、確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられ、マッチング拠出を利用してもiDeCo加入を選択しても、拠出限度額は「月6万2000円ー企業型の事業主掛金相当額ー他制度の事業主掛金相当額」となり、基本的に同額となります(iDeCoは企業年金と合算して月6万2000円が限度額となり、現行の月2万円という上限は撤廃される)。

注意すべきなのは、手数料負担です。マッチング拠出の場合は、あくまでも企業型における掛金拠出となり、確定拠出年金の運営に必要な手数料は企業が負担してくれるので、個人負担は発生しません。一方、iDeCoに並行加入すると、iDeCoの手数は個人負担となります。

このため、マッチング拠出とiDeCo加入で拠出できる金額に差がない場合(例えば、どちらを選択しても当面は掛金を月1万円にするといった場合)、運用商品の品揃えを無視すれば、手数料の個人負担がないマッチング拠出を利用したほうが有利になります。

ただし、企業型の運用商品のラインアップに魅力がない場合(例えば、投資信託の運用管理費用が高すぎるなど)、iDeCo加入を選択したほうがよいこともあり得ます。

なお、マッチング拠出の新規の利用申込みや拠出額の変更は、企業ごとに手続きできる期間が定められています(原則は年1回)。いつでも自由に、新規の利用申込みや拠出額の変更ができるわけではない点に留意してください。

(クルー 目黒政明)